

議案第109号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月10日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成13年さいたま市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料率等) 第3条 [略] <u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について、 令第39条第5項の規定による保険料の減額賦課 に係る平成27年度から平成29年度までの各年 度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 28,420円とする。</u>	(保険料率等) 第3条 [略]
<u>3 保険料の額は、前2項に規定する保険料率の1 00円未満を切り捨てた額とする。第5条の規定 により算定された保険料の額に100円未満の端 数があるときも、同様とする。</u>	<u>2 保険料の額は、前項に規定する保険料率の10 0円未満を切り捨てた額とする。第5条の規定に より算定された保険料の額に100円未満の端数 があるときも、同様とする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさいたま市介護保険条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市介護保険条例第3条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料につい

ては適用しない。